

## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体
団体名	全国コミュニティ財団協会		
郵便番号	700-0822		
都道府県	岡山県		
市区町村	岡山市北区表町		
番地等	一丁目4番64号上之町ビル3F 岡山NPOセンター内		
電話番号	086-224-0995		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.cf-japan.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/communityfoundationsjapan	
設立年月日	2014年4月8日		
法人格取得年月日	2014年6月17日		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマダケンイチロウ
	氏名	山田健一郎
	役職	代表理事（会長）
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	12
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	事務局2名のほか、非常勤の役員10名が事業・法人運営を役割分担しています。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	29
団体会員 [団体数]	21
団体その他会員 [団体数]	8
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	0
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	8
申請前年度の助成総額 [円]	65,952,420
助成した事業の実績内容	<p>【2020年度】JANPIA「地域の中小企業の社会事業化を支援する若手支援者の育成事業」</p> <p>コミュニティ財団や資金分配団体の空白である北陸・四国を重点地域として、中小企業支援も視野に入れた地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行っている。事業開始2年を経て、公益財団法人が1団体設立、一般財団法人設立予定が1団体、既存法人内に新規に資金支援事業開始が2団体と地域での資金支援の基盤が作られつつある。</p> <p>【2021年度】JANPIA「地域の資金循環とそれを担う組織・若手支援者を生み出す人材育成事業」</p> <p>引き続き、コミュニティ財団や資金分配団体の空白である四国・東北などを重点地域として、地域に根ざした資金支援組織・事業を開始する4団体に3年間総額8,800万円の助成を行っている。事業開始1年を経て、既に一般財団法人が1団体設立、年度内に一般財団法人が3団体設立予定である。組織内／地域内での対話を重視した支援を行い、ステークホルダーの広がりが多く見られる。</p>



役員名簿

必須入力セル

任意入力セル

(入力方法)

- 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
  - 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
  - 備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
  - 氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
  - 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
  - 生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)
  - 性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
  - 入力確認欄にcheckが表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - 黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
- (留意事項)
- ※記載例は、消して使用してください。
  - ※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
  - ※提出の際は、本エクスセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
  - ※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
  - ※役職名は必ず役職を入れてください。
  - ※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ヤマダ ケンイチロウ	山田 健一郎						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	会長			
2	OK	イシハラ ユウジ	鈴木 祐司						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	副会長			
3	OK	コベ ケン	小阪 匡						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	副会長			
4	OK	イシハラ タケ	石原 達也						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
5	OK	アライ ケンイチ	有井 安仁						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
6	OK	シムラ ナミ	志村 はるみ						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
7	OK	カミ タケ	可児 卓馬						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
8	OK	タカハシ ジン	高橋 潤						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
9	OK	イシハラ ミチロ	寶楽 陸寛						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
10	OK	タカヤマ タケ	高山 大祐						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	理事			
11	OK	カシワバ ケン	黒田 陽介						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	監事			
12	OK	ヤマダ ケン	山田 泰久						一般社団法人 全国コミュニティ財団協会	監事			

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	コレクティブインパクトを生み出すローカルファンド創生事業
団体名:	一般社団法人全国コミュニティ財団協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
-------------	----------------	----------	--------------	----------------

● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第11条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条第2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条第3項、4項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15,46,47条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	-

● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条第4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条第5項

● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5,6,7,8条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条第1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	-
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条第1項

● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	別表

● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第5条,第2~第4章(第8~18条)

● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	-	-
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	-	-

<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
<b>● 利益相反防止に関する規程</b>				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第5条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第6条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反取引管理規程	第3～5条
<b>● コンプライアンスに関する規程</b>				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条 第10条
<b>● 内部通報者保護に関する規程</b>				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
<b>● 組織(事務局)に関する規程</b>				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	別紙
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章(第4.5条)
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
<b>● 職員の給与等に関する規程</b>				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、別表
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第11～13条
<b>● 文書管理に関する規程</b>				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
<b>● 情報公開に関する規程</b>				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表1
<b>● リスク管理に関する規程</b>				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19～29条
<b>● 経理に関する規程</b>				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6.22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7.8,10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第10.22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章(第15～20条)
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章(第39～47条)

# 一般社団法人全国コミュニティ財団協会

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を岡山県岡山市北区表町一丁目4番64号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、コミュニティ財団の健全な発展を通じて、市民社会のより一層の成熟と市民が主体的に取り組む地域社会の課題解決を促し持続可能性を高め、公共の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ財団や地域社会についての調査研究
- (2) コミュニティ財団業務の改善についての研究企画
- (3) 関係団体、機関、官庁などに対する意見の開陳ならびに連絡
- (4) 会員の職員などに対する研修の実施ならびに会員の行う教育についての調査研究
- (5) 会員相互が連携して実施する事業の企画ならびに実施
- (6) 地域の課題解決に取り組む事業に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (7) 地域の課題解決に取り組む事業に対する助成、顕彰等を行う事業
- (8) 会員相互の親交、連絡、情報共有
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯する又は公益に関連する事業

## 第2章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員・会員となつた者をもつて構成する。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う公益財団法人、公益社団法人、認定特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う財団法人等の設立準備をはかる組織等、または一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した助成事業等を行う、または将来的に行う準備に取り組む団体

2 前項の正会員である法人をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に定める社員とする。

3 本法人の社員は、基本財産や助成金の原資を、広く多くの市民や企業などに呼びかけ寄付を募ることによって成立させた法人で、多様な形で寄付を呼びかけることで多くの人々に、地域づくりや課題解決へ取り組みへの参加が可能になる環境をつくり出すことを目指し資金助成等をおこなっている法人とする。

4 本法人の会員になろうとする者は、本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

5 社員は、社員である法人の代表者として、本法人に対しその権利を行使する者1名（以下「社員の代表者」という）を定め、書面により会長に届出なければならない。

6 社員は、前項に定める社員の代表者を変更した場合、速やかに書面により会長に届出なければならない。

### (入会金及び会費)

第6条 会員は、理事会が別に定める会員規約に従つて入会金及び会費の支払いをするものとする。

### (会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 解散又は合併により消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があつたとき

2 会員が会員たる資格を喪失したときは、本法人に対するすべての権利を失う。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に本法人に対して所定の書式にて予告するものとする。

(除名)

第9条 本法人の会員が、本法人の名誉を毀損し、目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第49条2項に定める社員総会の特別決議により会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 本法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成と議決権)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 毎事業年度の事業報告及び貸借対照表および損益計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分

(10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所や方法、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日より7日前までに各社員に対して発する。ただし、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで社員総会を開催することができる。

4 前項の規定にかかわらず、書面による議決権の行使、並びに電磁的方法によって議決権の行使ができるとするときには、会日より14日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第16条 社員総会に出席できない社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面又は他の出席する社員を代理人として代理権を証明した委任書面を本法人に提出することにより、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議事項を含む次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第17条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会にて議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に置く。

(社員総会規則)

第 21 条 社員総会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第 4 章 役員

(役員員数など)

第 22 条 本法人に、次の役員を置く。

理事 5 名以上 20 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち、10 名以内で業務執行理事を選出することができる。
- 3 業務執行理事のうち、1 名を会長とし、3 名以内を副会長、3 名以内を常務理事とする。会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者もしくはそれに準ずる者の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、本法人の理事や使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超え

てはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 会長は、本法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間の本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 30 条 本法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決定するものとして法令または本定款で定める事項の決定

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、会日より 5 日前までに各理事に対して発する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数で以って行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印、又は電子署名をする。

※根拠法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第九十条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(理事会規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほかは、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 39 条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第 40 条 基金の募集、割当て及び払い込みなどの手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 41 条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続き)

第 42 条 基金の抛出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 本条第 1 項に定める書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で変更することができる。

### (解散)

第47条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決で解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第48条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益法人法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会・事務局

### (委員会)

第49条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者などの内から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (事務局)

第50条 本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告)

第51条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 11 章 補則

(最初の事業年度)

第 52 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 53 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

設立時社員

- 1 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 地域創造基金みやぎ  
代表理事 大滝精一
- 2 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク  
理事長 佐久間仁一
- 3 住所 [REDACTED]  
氏名 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・コモンズ  
代表理事 齋藤 義則
- 4 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇
- 5 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹
- 6 住所 [REDACTED] [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰
- 7 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎
- 8 住所 [REDACTED]  
氏名 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子
- 9 住所 [REDACTED]  
氏名 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史
- 10 住所 [REDACTED]

氏名 公益財団法人 みらいファンド沖縄

代表理事 小阪 亘

(設立時の役員)

第 54 条 本法人の設立時の役員は、次の通りである。

設立時代表理事 深尾 昌峰

住所

設立時理事 鈴木 祐司

設立時理事 横田 能洋

設立時理事 木村 真樹

設立時理事 深尾 昌峰

設立時理事 有井 安仁

設立時理事 石原 達也

設立時理事 小阪 亘

設立時監事 川口 創

設立時監事 平尾 剛之

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第 55 条 会員の入退会及び権利義務等本定款に定めのない事項は、別途総会または理事会で定める会員規約及びその他諸規定、また一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国コミュニティ財団協会設立のため、設立時社員 公益財団法人京都地域創造基金 他 9 名の定款作成代理人 矢野孝一 は、本定款を作成し、これに署名押印する。

平成 26 年 4 月 8 日

設立時社員 一般財団法人 地域創造基金みやぎ

代表理事 大滝精一

設立時社員 特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

理事長 佐久間仁一

設立時社員 特定非営利活動法人 茨城エヌ・ピー・オー・センター・commons

代表理事 斎藤 義則

設立時社員 公益財団法人 ちばのWA地域づくり基金  
代表理事 関谷 昇

設立時社員 公益財団法人 あいちコミュニティ財団  
代表理事 木村 真樹

設立時社員 公益財団法人 京都地域創造基金  
代表理事 深尾 昌峰

設立時社員 公益財団法人 わかやま地元力応援基金  
代表理事 石橋 幸四郎

設立時社員 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団  
代表理事 下村 俊子

設立時社員 一般財団法人 みんなでつくる財団おかやま  
代表理事 石田 篤史

設立時社員 公益財団法人 みらいファンド沖縄  
代表理事 小阪 亘

#### 定款作成代理人

住所 神戸市西区桜が丘西町5丁目6番地の16

氏名 矢野 孝一

#### 附則

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成26年 4月 8日 設立総会

平成26年 6月17日 認証

平成26年 6月17日 登記

この定款の変更は、平成28年6月23日から施行する。(平成28年6月23日総会承認)

この定款の変更は、令和2年7月31日から施行する。(令和2年7月30日総会承認)

この定款の変更は、令和2年11月12日から施行する。(令和2年11月12日総会承認)

この定款の変更は、令和3年6月29日から施行する。(令和3年6月29日総会承認)

この定款の変更は、令和4年8月29日から施行する。(令和4年8月29日総会承認)

# 監査報告書

2020年7月9日

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

会長 山田 健一郎 様

監事 江原 晃治

監事 林 尾 直人

私は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会の2019年4月1日から2020年3月31日までの会計報告書について監査を行った。

経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、証拠書類の閲覧、照合、等との照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、業務執行は、法令、助成契約書及び事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に表示されているものと認められた。

よって、私は、上記の会計報告書が2020年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示しているものと認める。

以上

## 貸借対照表

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

【税込】(単位:円)  
2020年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	6,240,836
現 金	222,186	前 受 金	8,459,342
普通 預金	15,076,530	短期借入金	181,020
現金・預金 計	15,298,716	預 り 金	135,817
(売上債権)		未払法人税等	50,000
未 収 金	836,530	流動負債 計	15,067,015
売上債権 計	836,530	<b>負債合計</b>	<b>15,067,015</b>
流動資産合計	16,135,246	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
		<b>【正味財産】</b>	
		前期繰越正味財産額	980,318
		当期正味財産増減額	87,913
		正味財産 計	1,068,231
		<b>正味財産合計</b>	<b>1,068,231</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,135,246</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>16,135,246</b>

# 財 産 目 録

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
2020年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金	222,186
普通 預金	15,076,530
本会計	(15,076,530)
現金・預金 計	<u>15,298,716</u>

(売上債権)

未 収 金	<u>836,530</u>
売上債権 計	<u>836,530</u>

流動資産合計

16,135,246

資産の部 合計

16,135,246

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未 払 金	6,240,836
前 受 金	8,459,342
短期借入金	181,020
預 り 金	135,817
未払法人税等	<u>50,000</u>

流動負債 計

15,067,015

負債の部 合計

15,067,015

正味財産

1,068,231

## 損益計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

**【経常収益】**

**【受取会費】**

正会員受取会費	850,000
準会員受取会費	330,000
賛助会員受取会費	200,000

**【受取助成金等】**

受取助成金	700,836
-------	---------

**【事業収益】**

事業 収益	5,014,444
-------	-----------

**【その他収益】**

受取 利息	137
-------	-----

	137		7,095,417
--	-----	--	-----------

**【経常費用】**

**【事業費】**

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

業務委託費	3,892,000
諸 謝 金	251,822
旅費交通費(事業)	373,508
支払手数料(事業)	22,500
支払助成金	83,470

	4,623,300		4,623,300
--	-----------	--	-----------

**【管理費】**

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

業務委託費	1,084,420
会 議 費	8,800
旅費交通費	27,840
通信運搬費	23,232
消耗品 費	216
諸 会 費	1,100,000
租税 公課	35,000
支払手数料	54,696

	2,334,204		2,334,204
--	-----------	--	-----------

	6,957,504		6,957,504
--	-----------	--	-----------

	137,913		137,913
--	---------	--	---------

**【経常外収益】**

経常外収益 計		0
---------	--	---

**【経常外費用】**

経常外費用 計		0
---------	--	---

税引前当期正味財産増減額		137,913
--------------	--	---------

法人税、住民税及び事業税		50,000
--------------	--	--------

	87,913		87,913
--	--------	--	--------

前期繰越正味財産額		980,318
-----------	--	---------

	1,068,231		1,068,231
--	-----------	--	-----------

# 監 査 報 告 書

2021年5月18日

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

会長 山田 健一郎 様

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

監事 黒田陽介

監事 山田泰久

私たち監事は、2021年5月18日、法人事務所及びオンラインライブ会議システムにて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第124条の規定に基づき、一般社団法人全国コミュニティ財団協会の2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の計算書類等の監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、オンラインライブ会議とデータ共有の方法により、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

## 貸借対照表

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

【税込】(単位:円)  
2021年 3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払金	12,028,917
現金	15,234	前受金	67,600,257
普通預金	81,104,917	短期借入金	181,020
現金・預金計	81,120,151	預り金	245,730
(売上債権)		未払法人税等	50,000
未収金	788,000	流動負債計	80,105,924
売上債権計	788,000	<b>負債合計</b>	<b>80,105,924</b>
(その他流動資産)		<b>正味財産の部</b>	
前渡金	10,000	<b>【正味財産】</b>	
その他流動資産計	10,000	前期繰越正味財産額	1,068,231
流動資産合計	81,918,151	当期正味財産増減額	743,996
		正味財産計	1,812,227
		<b>正味財産合計</b>	<b>1,812,227</b>
<b>資産合計</b>	<b>81,918,151</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>81,918,151</b>

# 財 産 目 録

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
2021年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金	15,234
普通 預金	81,104,917
本会計	(11,574,816)
休眠2020	(44,057,755)
休眠コロナ	(25,313,378)
ろうきん	(158,968)
現金・預金 計	81,120,151

(売上債権)

未 収 金	788,000
事業収益 (全国LG協会業務委託)	(600,000)
事業収益 (会員バックヤード)	(180,000)
年次大会参加費	(8,000)
売上債権 計	788,000

(その他流動資産)

前 渡 金	10,000
京都地域創造基金	(10,000)
その他流動資産 計	10,000

流動資産合計 81,918,151

資産の部 合計

81,918,151

## 《負債の部》

### 【流動負債】

未 払 金	12,028,917
助成団体返金	(4,619,000)
業務委託費 (経理業務)	(1,875,380)
業務委託費 (サイト作成等)	(2,467,200)
業務委託費 (動画作成等)	(770,000)
休眠事業謝金	(576,117)
業務委託費 (ブロック会議開催)	(400,000)
アドバイザー謝金	(360,000)
職員3月分給与	(372,374)
社会保険3月分	(130,136)
その他	(458,710)

前 受 金	67,600,257
休眠2020	(43,080,371)
休眠緊急	(21,990,213)
トヨタ財団	(2,529,673)

短期借入金	181,020
前会長	(181,020)
預 り 金	245,730
雇用保険	(8,462)
所得税	(237,268)
未払法人税等	50,000

流動負債 計 80,105,924

負債の部 合計

80,105,924

正味財産

1,812,227

# 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	1,000,000	
準会員受取会費	240,000	
賛助会員受取会費	100,000	
【受取助成金等】		
受取助成金	35,207,185	
【事業収益】		
事業 収益	3,413,000	
【その他収益】		
受取 利息	133	
経常収益 計		39,960,318
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料 手当(事業)	2,743,943	
法定福利費(事業)	463,013	
人件費計	3,206,956	
(その他経費)		
業務委託費	8,598,400	
諸 謝 金	1,245,885	
旅費交通費(事業)	17,400	
通信運搬費(事業)	117,259	
消耗品 費(事業)	158,438	
地代 家賃(事業)	46,513	
賃 借 料(事業)	132,000	
研 修 費	77,000	
支払手数料(事業)	53,964	
支払助成金	24,205,764	
その他経費計	34,652,623	
事業費 計		37,859,579
【管理費】		
(人件費)		
給料 手当	77,493	
法定福利費	1,844	
福利厚生費	6,000	
人件費計	85,337	
(その他経費)		
業務委託費	1,948,010	
諸 謝 金	49,604	
通信運搬費	31,958	
消耗品 費	42,970	
地代 家賃	31,009	
賃 借 料	22,000	
リース 料	10,525	
租税 公課	24,700	
支払手数料	80,630	
支払協賛金	60,000	
その他経費計	2,301,406	
管理費 計		2,386,743
経常費用 計		40,246,322
当期経常増減額		△ 286,004
【経常外収益】		
過年度損益修正益	1,080,000	
経常外収益 計		1,080,000
【経常外費用】		
経常外費用 計		0

## 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

税引前当期正味財産増減額	793,996
法人税、住民税及び事業税	50,000
当期一般正味財産増減額	743,996
一般正味財産期首残高	<u>1,068,231</u>
一般正味財産期末残高	<u>1,812,227</u>
正味財産期末残高	<u>1,812,227</u>

# 監査報告書

2022年8月3日

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

会長 山田 健一郎 様

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

監事 黒田陽

監事 山田泰

私たち監事は、2022年5月24日と8月3日、法人事務所及びオンラインライブ会議システムにて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第124条の規定に基づき、一般社団法人全国コミュニティ財団協会の2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の計算書類等の監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、オンラインライブ会議とデータ共有の方法により、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

## 貸借対照表

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

【税込】(単位:円)  
2022年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	7,814,769
現 金	15,234	前 受 金	69,095,278
普通 預金	79,325,893	短期借入金	181,020
現金・預金 計	79,341,127	預 り 金	300,081
(売上債権)		未払法人税等	100,000
未 収 金	40,000	流動負債 計	77,491,148
売上債権 計	40,000	<b>負債合計</b>	<b>77,491,148</b>
(その他流動資産)		<b>正 味 財 産 の 部</b>	
仮 払 金	100,000	<b>【正味財産】</b>	
その他流動資産 計	100,000	前期繰越正味財産額	1,812,227
		当期正味財産増減額	177,752
		正味財産 計	1,989,979
流動資産合計	79,481,127	<b>正味財産合計</b>	<b>1,989,979</b>
<b>資産合計</b>	<b>79,481,127</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>79,481,127</b>

# 財 産 目 録

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
2022年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現 金	15,234
普通 預金	79,325,893
本会計 (京都信用金庫960)	(3,843,312)
労金代表 (労金170)	(4,616,106)
休眠コロナ (労金468)	(8,004,164)
休眠2020 (労金456)	(14,694,311)
休眠2021 (京都信用金庫243)	(48,168,000)
現金・預金 計	<u>79,341,127</u>

(売上債権)

未 収 金	40,000
売上債権 計	<u>40,000</u>

(その他流動資産)

仮 払 金	100,000
その他流動資産 計	<u>100,000</u>

流動資産合計

79,481,127

資産の部 合計

79,481,127

## 《負債の部》

### 【流動負債】

**未 払 金**

**7,814,769**

日本財団	(4,983,536)
岡山NPOセンター	(1,466,994)
京都地域創造基金	(556,000)
その他	(808,239)

**前 受 金**

**69,095,278**

トヨタ財団	(690,334)
休眠預金緊急 (コロナ)	(7,790,192)
休眠預金通常2020	(12,503,924)
休眠預金通常2021	(48,110,828)

**短期借入金**

**181,020**

**預 り 金**

**300,081**

社会保険料	(64,286)
雇用保険	(12,405)
所得税	(5,380)
住民税	(8,600)
謝金源泉	(28,847)
その他	(180,563)

**未払法人税等**

**100,000**

流動負債 計

77,491,148

負債の部 合計

77,491,148

正味財産

1,989,979

## 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

<b>【経常収益】</b>			
<b>【受取会費】</b>			
正会員受取会費	1,000,000		
準会員受取会費	270,000		
賛助会員受取会費	100,000		
<b>【受取助成金等】</b>			
受取助成金	46,672,979		
<b>【事業収益】</b>			
事業 収益	3,716,068		
<b>【その他収益】</b>			
受取 利息	55		
経常収益 計	55	51,759,102	
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
給料 手当(事業)	5,366,915		
法定福利費(事業)	842,294		
福利厚生費(事業)	14,096		
人件費計	6,223,305		
(その他経費)			
業務委託費	3,727,500		
諸 謝 金	843,821		
旅費交通費(事業)	394,086		
通信運搬費(事業)	61,496		
消耗品 費(事業)	32,370		
地代 家賃	362,600		
支払手数料(事業)	93,731		
支払助成金	34,929,670		
会議費	4,400		
その他経費計	40,449,674		
事業費 計	40,449,674	46,672,979	
<b>【管理費】</b>			
(人件費)			
給料 手当	95,895		
法定福利費	23,745		
福利厚生費	12,000		
人件費計	131,640		
(その他経費)			
業務委託費	3,537,546		
諸 謝 金	760,238		
通信運搬費	167,316		
地代 家賃	93,534		
リース料	25,123		
租税公課	32,250		
支払手数料	50,724		
支払協賛金	60,000		
その他経費計	4,726,731		
管理費 計	4,726,731	4,858,371	
経常費用 計	46,672,979	51,531,350	
当期経常増減額			
<b>【経常外収益】</b>			
過年度損益修正益	0		

## 正味財産増減計算書

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	227,752
法人税、住民税及び事業税	50,000
当期一般正味財産増減額	177,752
一般正味財産期首残高	1,812,227
一般正味財産期末残高	1,989,979
正味財産期末残高	1,989,979

## 財務諸表に対する注記

一般社団法人全国コミュニティ財団協会

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、特定非営利活動法人会計基準によっている。

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 償却原価法（定額法）によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却法は、次の方式を採用している。

有形固定資産 定率法

無形固定資産 定額法

#### (3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式により行なっている。

### 2. 施設の提供等の物的サービス受け入れの内訳

なし

### 3. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

なし

### 4. 用途等が制約された寄付金等の内訳

用途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
休眠預金事業 (緊急枠)	0	14,200,021	14,200,021	0	助成金総額は50,000千円。 前期及び当期増加額との差額 7,790千円は前受金として貸 借対照表に計上している。
休眠預金事業 (通常枠 2020)	0	30,576,447	30,576,447	0	助成金総額は44,348千円。 前期及び当期増加額との差額 12,503千円は前受金として 貸借対照表に計上している。

休眠預金事業 (通常枠 2021)	0	57,172	57,172	0	助成金総額は 48,168 千円。 当期増加額との差額 48,110 千円は前受金として貸借対照 表に計上している。
----------------------	---	--------	--------	---	---

5. 固定資産の増減内訳

なし

6. 借入金の増減内訳

なし